

船舶事故調査報告書

令和6年7月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年1月15日 12時40分ごろ
発生場所	静岡県西伊豆町宇久須港 宇久須港防波堤灯台から真方位191°20m付近 (概位 北緯34°50.9′ 東経138°46.3′)
事故の概要	砂利運搬船第二十五豊玉丸は、離岸操船中、消波ブロックに乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年2月14日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	砂利運搬船 第二十五豊玉丸、499トン 134650、御前崎海運株式会社（A社）、牧野電設工業株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	舵板に曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約18m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期、潮高 約66cm（宇久須） 西伊豆町には、令和6年1月14日12時10分に強風注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、砕砂約1,530tを積載し、喫水が船首約3.50m、船尾約5.05mで、千葉県木更津港に向け、船首を南西方に向けて右舷着けしていた宇久須港防波堤灯台の南西方の岸壁（以下「本件岸壁」という。）から離岸を始めた。</p> <p>船長は、単独で操船に当たり、西方からの強い風を受け、また、本件岸壁から北東方に延びる芝防波堤の南側の水深が浅いので、本船を後進で離岸することを避け、前進して左旋回した後、港外に向けて北進しようと思った。</p> <p>本船は、船長が左舵を取り、バウスラスターを用いて、旋回しようとしたところ、西方からの強い風に圧流され、主機を全速力前進とする間もなく、右舷船尾部が芝防波堤の消波ブロックに乗り揚げた。</p> <p>船長は、西方からの強い風を受けて本船が離礁したので、舵が効かなくなったものの、主機及びバウスラスターを用いて移動して芝防波堤の北方沖に錨泊し、A社担当者に本事故が発生したことを連絡した。</p> <p>A社担当者は海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、A社担当者が手配して来援したタグボートにより、えい航</p>

	<p>され、木更津港に入港した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
分析	<p>本船は、強風注意報が発表され、約18m/sの西風が吹く状況下、離岸操船中、船長が、左舵を取り、バウスラスターを用いて左旋回できると思って離岸操船を続けたことから、西風により東方に圧流され、芝防波堤の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、強風注意報が発表され、約18m/sの西風の吹く状況下、離岸操船中、船長が、左舵を取り、バウスラスターを用いて左旋回できると思って離岸操船を続けたため、西風により東方に圧流され、芝防波堤の消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、強風下の離岸作業にあつては、自船の操縦性能、周囲の水深の状況等から風圧力に対して安全に自船をコントロールできるか否かを判断し、危険を感じる場合は、風が収まるのを待つか、又は曳船を使用するかして離岸すること。

付図1 事故発生経過概略図

